

農業委員会 総会（1月） 議事録

日時	令和6年1月30日（火）		9:00-10:30	
場所	住民センター 1階 会議室			
出席	農業委員会長	12	石野 正幸	
	農業委員	1	公文 宏司	
	農業委員	2	内藤 政之	
	農業委員	3	大沼 剛	
	農業委員	5	奥山 敏仁	
	農業委員	6	天野 律子	
	農業委員	7	宮川 みゆき	
	農業委員	8	植松 由美子	
	農業委員	10	小久保 利佳	
	農地利用最適化推進委員		前田 亙	
	事務局	事務局長		釜 靖昭
		事務局		新井 智美
欠席	農業委員	9	北村 一男	
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之	
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太	
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳	
傍聴人	1名			

- 1 会議事件
 - (1) 議案第22号 農地法第3条による許可申請について
 - (2) 議案第23号 農地法第3条による許可申請について
 - (3) 議案第24号 農地法第3条による許可申請について
 - (4) 議案第25号 農地法第3条による許可申請について
 - (5) 議案第26号 非農地証明願出書について
 - (6) 議案第27号 非農地証明願出書について

- 2 協議事項
 - (1) 刈払い機の講習会について（お礼）
 - (2) 令和5年度 意見書について（回答への意見）
 - (3) 農地斡旋の情報提供依頼
 - (4) その他
 - ① 活動記録カードについて
 - ② 農業委員会だより 3月号について
 - ③ 議事録署名人について
 - ④ 2月の総会について

1 会議事件

(1) 報告第 22 号 農地法第 3 条による許可申請について

久田巻城ノ下 1 筆 (天野委員、前田委員)

1/29 午後、現地調査。譲受人も認定農業者で耕作意思が強く、里芋を植える予定なので、問題は無いと思われる。全会一致で承認。

大沼委員： 3 条申請を行った農地がすぐに 3 条申請で譲渡されるケースについて、法律上の問題はあ
るのか。

事務局： 法律上の問題や罰則はないが、以前の 3 条申請に対し、なぜ申請があがったのか、計画性
はどうなっているのかということが問題になる。農業委員会における心証が悪い。

(2) 報告第 23 号 農地法第 3 条による許可申請について

御子ノ花 1 筆 (公文委員、小久保委員)

全会一致で承認。

大沼委員： 敷地内に耕作地はあるのか。

公文委員： ものすごく整備された庭がある。植木、椿等、農作物の肥培管理という状況ではない。

石野会長： 宅地課税は農地内の 200 m²ほど。

宮川委員： 小屋を建てたら面積に関係なく宅地課税となるのか。

事務局： 法律上は 200 m²未満であれば、許可申請は必要ないが、転用となるため宅地課税となる。

石野会長： 本来は全体宅地課税だが新島は課税分割をしている。

(3) 報告第 24 号 農地法第 3 条による許可申請について

南檜山 1 筆 (大沼委員、吉見委員)

1/20、現地調査。譲受人の代理人が立会い。東は山林、西はヤード、北が講演で南は村道。以前も大根や玉ねぎを耕作していたが高齢により離農。譲受人の妻が耕作予定。全会一致で承認。

(4) 報告第 25 号 農地法第 3 条による許可申請について

本村地区 7 筆 (石野会長、内藤委員)

1/23、現地調査。ほぼ山林化しており、境界が見当たらない畑ばかり。唯一大場所の筆が耕作
可能だと思われる。譲渡人が兄で譲受人が弟の兄弟関係で、息子と共に新島在住である弟に畑を
譲り、管理を任せたいとのことで生前贈与の申請があがった。

小久保委員： 耕作意思は？

石野会長： 管理可能な弟への生前贈与であることが優先順位となっている。退職後は耕作可能。

(5) 報告第 26 号 農地法第 3 条による許可申請について

南檜山 1 筆 (石野会長、内藤委員)

1/23、現地調査。山林化していて周囲も山林、公園、ヤードと耕作地と面しているわけではなく、影響も少ないため地目変更について問題はないと思われる。全会一致で承認。

(6) 報告第 27 号 農地法第 3 条による許可申請について

川原 1 筆 (植松委員、宮原委員)

1/17、現地調査。食堂の向井あたりで道も見当たらず、山林化している。防風ネットを張った形跡があるので耕作していたような名残はあるが、再生利用は不可だと思われる。全会一致で承認。

公文委員： 山林化した農地について、所有者本人からの希望があるとは、どういう理由が多いのか。

石野会長： 現況と登記地目を合致させるのが目的だが、その理由としては畑以外での売買が最も多い理由だと思われる。本らは行政が土地利用計画を立てるべきだが、周辺がコンクリートプラントであったり市街化地域内であるならば、非農地証明の申請に許可を出してもいいかと思われる。

小久保委員： 周辺は非農地？

事務局： この地図に記載がされているのは登記地目ではなく、現況を示している。川原はこういう場所が多いので、市街化の方向で非農地が上がる可能性が大きい。

石野会長： 式根島はどうか。

奥山委員： 式根島も違反転用は多い。駐車場や建築物が畑の中にあり、地目山林にて耕作しているケースが多い。ただ、我々式根島担当の委員だけでは現況含め課税の判断ができかねる。一度農業委員会全体で見に来てほしい。

事務局： 課税の判断は税制担当の業務。農業委員会は現況調査をし、畑ではない場合の状況を税担当者に通知するのみなので、課税の判断はしなくて良いが、現況の判断として式根島の農地について見に行く必要性は感じている。にしきの代船の問題でこの人数が式根島にわたることは出来ず迷惑かけているが、解決され次第、要相談。

2 協議事項

(1) 刈払い機講習会について

事務局： 1/17 に式根島、1/18 に本村地区で狩り払い機の講習会が行われた。農協主催で農業委員会共催であったが、多くの方がご参加下さり活気のあるものであった。みなさんにも感謝の意を。

(2) 令和 5 年度 意見書について (回答への意見) について

事務局： 回答が遅くなり申し訳ない。2月2日までに意見をいただくか、5月の総会で新たに令和 6 年度の意見書についての協議が始まるため、その際に意見を足していただいても構わな

い。この意見書により行政は確実に回答し行動しなければならないものとなるため、要望や質問についてはぜひ挙げていただくようお願いしたい。

(3) 農地のあっせんについて（情報提供依頼）

事務局：中古ハウス、耕作可能農地について、借受希望が出ている。これまでハウスについては離農された耕作者に聞いてみているが、今後も使う予定があるか、いつか戻ってくるご子息のために、という理由で断られている。もし農業委員会委員の皆様に思い当たる農地があれば紹介していただきたい。

大沼委員：解約希望の農地がある。すぐに耕作可能なのでどうか？詳細は後ほど。

石野会長：ハウスについては心当たりがあるため、相続人に連絡を取ってみる。

事務局：ありがとうございます。

(4) その他

① 農業委員会だよりについて

2月担当委員は委員会だよりについて

3月号担当者：小久保委員、宮原委員、百井委員、植松委員

〆切：令和6年2月9日（金） 〆切厳守で

② 議事録署名人について

出席者の中から議席順で指名（12月分：公文委員、吉見委員）

③ 2月の総会について

2月27日（火）

— 閉会 —

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和6年1月30日

新島村農業委員長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印